

平成29年度

岩木川改修100周年
記念事業実行委員会

設立総会議案書

日 時	平成29年7月3日 (火) 午後1時30分
場 所	プラザマリュウ五所川原

会 議 次 第

一、 開 会

二、 設立発起人紹介

三、 設立発起人代表挨拶

四、 岩木川改修100周年記念事業実行委員会設立
趣意書について

五、 仮議長選出

六、 議 事

1. 議案第1号 岩木川改修100周年記念事業実行委員会会則（案）について
2. 議案第2号 岩木川改修100周年記念事業実行委員会役員の選出について
3. 議案第3号 岩木川改修100周年記念事業実行委員会幹事会役員の選出について

七、 その他

岩木川改修100周年記念事業実行委員会 会則（案）

（名 称）

第1条 本会は、「岩木川改修100周年記念事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、岩木川改修事業の100周年という節目を迎える今期を機に、岩木川改修に携わった諸先輩方の業績や教訓を後輩に伝え、地域とともに水害に備えた地域づくりを目指し、岩木川の未来を考えることを目的にした「岩木川改修100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するため、設置するものです。

（構 成）

第3条 実行委員会は、別表－1に記載の職にある者をもって構成する。

（事 業）

第4条 実行委員会は、第2条の「記念事業」の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）企画・立案に関すること
- （2）開催・運営に関すること
- （3）広報・宣伝に関すること
- （4）その他、実行委員会で決定した事業

2 構成機関が単独もしくは複数で実施する「記念事業」は、実行委員会に報告するとともに実施時期等については十分な連絡調整を行うものとする。

（実行委員会）

第5条 実行委員会は、この会則に定めるもののほか、実行委員会の業務に関する重要

な事項を議決し、執行する。

- 2 実行委員会は、会長が招集する。
- 3 実行委員会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 実行委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 5 委員は、事故その他やむを得ない理由により実行委員会に出席することができない場合は、代理人を出席させることができる。この場合、前項に規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 実行委員会を開催する時間的余裕がないとき、若しくは、招集しても開会できないとき、会長は持ち回りにより、実行委員会の議決に代えることができる。

(会長及び副会長)

第6条 実行委員会には会長1名及び副会長3名を置く。

- 2 会長は、五所川原市長がこれにあたり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。なお、会長に事故あるときは会長が予め指名した者がその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表-2に記載の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、「記念事業」の企画・立案を策定する。
- 4 幹事会は、必要事項を実行委員会に報告し、承認を得なければならない。

(幹事会の役員)

第8条 幹事会には、幹事長1名、副幹事長3名を置く。

2 副幹事長は、幹事長を補佐する。なお、幹事長に事故あるときは幹事長が予め指名した者がその職務を代行するとともに「記念事業」の調整全般を行う。

(監 事)

第9条 会長は、会計の適正な執行を監査するため、監事1名を置く。

2 監事は、実行委員会の承認を得て、退任することができる。この場合は、会長は、速やかに実行委員会の承認を得て、後任の監事を選任するものとする。

(会 計)

第10条 実行委員会で実施する「記念事業」に係る経費は、負担金、協賛金、寄付金でその他の収入をもって充てる。

2 経費の領収及び支出の事務については、五所川原市が担当する。

3 会計の処理手続きについては、別途要領を定める。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、五所川原市建設部土木課及び青森河川国道事務所調査第一課が行う。

(雑 則)

第12条 実行委員会は「記念事業」終了後、決算の完了をもって解散する。

2 この会則に定めのあるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は実行委員会で定める。

附 則

この会則は平成29年7月3日から施行する。

岩木川改修100周年記念事業実行委員会 (案)

別表-1

NO	職名	氏名	備考
1	五所川原市長	ヒラヤマ マサトシ 平山 誠敏	岩木川改修期成同盟会 会長
2	弘前市長	カサイ ノリユキ 葛西 憲之	岩木川改修期成同盟会 副会長
3	黒石市長	タカヒ ケン 高樋 憲	岩木川改修期成同盟会 副会長
4	平川市長	ナガオ タダユキ 長尾 忠行	岩木川改修期成同盟会 理事
5	中泊町長	ハマダテ トヨミツ 濱館 豊光	岩木川改修期成同盟会 理事
6	西目屋村長	セキ カズノリ 関 和典	岩木川改修期成同盟会 理事
7	つがる市長	フクシマ ヒロヨシ 福島 弘芳	岩木川改修期成同盟会 監事
8	鶴田町長	アイカワ マサミツ 相川 正光	岩木川改修期成同盟会 監事
9	青森市長	オノデラ アキヒコ 小野寺 晃彦	岩木川改修期成同盟会 会員
10	板柳町長	ナリタ マコト 成田 誠	岩木川改修期成同盟会 会員
11	藤崎町長	ヒラタ ヒロユキ 平田 博幸	岩木川改修期成同盟会 会員
12	大鰐町長	ヤマダ トシノブ 山田 年伸	岩木川改修期成同盟会 会員
13	鱒ヶ沢町長	トウジョウ アキヒコ 東條 昭彦	岩木川改修期成同盟会 会員
14	深浦町長	ヨシタ ミヅル 吉田 満	岩木川改修期成同盟会 会員
15	田舎館村長	スズキ コウユウ 鈴木 孝雄	岩木川改修期成同盟会 会員
16	青森県県土整備部長	アサリ ジロウ 浅利 次郎	
17	国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 所長	サコン ヒロユキ 佐近 裕之	
18	国土交通省東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所 所長	クリタ ノブヒロ 栗田 信博	

NO	職 名	氏名	備考
1	五所川原市土木課 課長	佐々木 秀文	
2	弘前市建設政策課 課長	三上 敏彦	
3	黒石市土木課 課長	鳴海 真一	
4	平川市土木課 課長	原田 茂	
5	中泊町環境整備課 課長	佐藤 一広	
6	西目屋村建設課 課長	小山内 猛	
7	つがる市土木課 課長	小笠原 康人	
8	鶴田町建設整備 課長	成田 正利	
9	青森市公園河川課 課長	高村 功輝	
10	板柳町地域整備課 課長	村上 貞幸	
11	藤崎町建設課 課長	阿部 悟	
12	大鰐町建設課 課長	加川 康久	
13	鱒ヶ沢町建設課 課長	今 一仁	
14	深浦町建設課 課長	熊沢 誠智	
15	田舎館村建設課 課長	相坂 篤	
16	青森県県土整備部河川砂防課 課長	笹 洋一	
17	国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長	安部 剛	
18	国土交通省東北地方整備局 岩木川ダム統管理事務所調査課 課長	中田 純人	

議案第2号

岩木川改修100周年記念事業実行委員会役員を選任について

会 長 (1名)

副会長 (3名)

監 事 (1名)

議案第3号

岩木川改修100周年記念事業実行委員会幹事会役員の選任について

幹事長 (1名)

副幹事長 (3名)